

国分寺市ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国分寺市のホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について、国分寺市有料広告取扱い要綱（平成16年要綱第6号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告（ウェブページに貼る画像で、クリックすることにより他のウェブサイトへリンクすることができるものによる広告をいう。）とし、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見広告に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（用語の定義）に掲げる営業に該当するもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適当なもの
- (6) 人権侵害、信用き損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの
- (7) ホームページの公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (8) 各業界の自主基準に定める表示事項を適切に表示していないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当でないことを認めるもの

(掲載順位)

第3条 掲載する広告の順位は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める順位とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人又はこれらに類するものに係る広

告 第1順位

(2) 公共的性格を有する事業者，公共的団体等であって，市内に事業所等を有するものに係る広告 第2順位

(3) 前号に規定する事業者等以外のものであって，市内に事業所等を有するものに係る広告 第3順位

(4) 前3号に掲げるもののほか，市長が掲載する広告として適当であると認めるもの 第4順位

(掲載位置等)

第4条 広告の掲載位置は，ホームページのトップページの画面上で市長が定める位置とし，広告の掲載枠数は10枠とする。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は原則として3月，6月及び12月とする。その初日及び末日は，別に定める。

(規格等)

第6条 バナー広告の規格は，次の各号に掲げるものについて，当該各号に定める規格とする。

(1) 大きさ 天地60ピクセル，左右120ピクセル

(2) 情報量 4キロバイト以内

(3) 情報形式 GIF形式(アニメーションGIFを除く。)

2 バナー広告のデザイン，色彩等は，ホームページのイメージを損なわないよう，市と調整をした上で掲載するものとする。

(掲載料)

第7条 広告の掲載料は，1枠月額20,000円以上とする。

(募集)

第8条 市長は，広告の募集をホームページ及び市報により行うものとする。

(申込み)

第9条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、国分寺市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者は、同項の規定による申込みをすることができない。

(決定)

第10条 市長は、前条の申込みがあったときは、次条第1項に規定する委員会による審査を経て、掲載する広告を決定するものとする。この場合において、第3条に規定する順位の同一のもの数が掲載の枠数を超えるときは、申込者の提案する掲載料の額の高いものに決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により掲載の可否を決定したときは、その結果を国分寺市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。

(ホームページ広告審査委員会)

第11条 市長は、前条第1項の審査を行うため、国分寺市ホームページ広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、政策部総合情報課長、政策部政策経営課長、政策部財政課長及び市民生活部経済課長の職にある者をもって組織する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は政策部政策経営課長、副委員長は政策部総合情報課長をもって充てる。

(掲載料の納入)

第12条 第10条第2項の規定により広告の掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により掲載料を一括して納付するものとする。

(掲載期間の延長)

第13条 第5条に規定する掲載期間において、市の都合によりホームページを閉鎖したときは、次の各号に掲げる閉鎖時間に応じ、当該各号に定める期間を延長するものとする。

- (1) 閉鎖時間が3時間以上24時間未満 1日
- (2) 閉鎖時間が24時間以上 当該閉鎖した時間数を24で除して得た数(小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。)に相当する日数

(広告主の責任等)

第14条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 広告主は、広告の掲載に係る事項について変更しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。広告の掲載を中止しようとするときも、同様とする。

(取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、市長が指定する期日までに広告の掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 広告主が、市長が指定する期日までに広告の原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告の内容が第2条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) その他市長が特に広告の掲載に支障があると認めるとき。

(掲載料の返還)

第16条 広告の掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに

帰さない理由により広告を掲載することができなくなった場合は、この限りでない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。